

経済的理由により、ノートパソコンの購入が困難な方への支援

次の事由により購入が困難な人を対象として学修用ノートパソコンの貸与を行っています。

- ・生活保護受給世帯もしくは非課税世帯または家計急変による非課税相当世帯
- ・社会的養護が必要な人

貸与を希望する場合は、次の書類を入学手続き時に別途、学生支援センター宛に提出してください。

- (1) 学修用ノートパソコン貸与希望申請書
- (2) 所得証明書類

<所得証明書類について>

以下を確認の上、該当する書類を提出してください。

1) 生活保護受給世帯

ア 生活保護受給証明書（生業扶助が基準日現在措置されていることが証明できるもの）

2) 非課税世帯

ア 学生の家計支持者全員の直近の道府県民税および市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされておらず、調整控除額が記載されているもの）、特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可）、納税通知書の写しのいずれか1つ

3) 家計急変による非課税相当世帯

ア 学生の家計支持者全員の直近の道府県民税および市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされておらず、調整控除額が記載されているもの）、特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可）、納税通知書の写しのいずれか1つ

イ 主な家計支持者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等）

ウ 主な家計支持者の家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、直近の給与明細（3か月以上）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

エ 家計急変発生後の扶養親族等の人数を証明する書類（扶養親族等の人数分の健康保険証の写し）

4) 社会的養護が必要な人

【里親、ファミリーホームの場合】

次の①または②。

① 「里親委託証明書」（原本）

② 以下の2点

・「里親委託通知書」（コピー）

・「住民票の写し」（原本）

【対象者本人が外国籍の場合】

・「在留カード」（コピー）

・「特別永住者証明書」（コピー）

・「住民票の写し」（原本）等、

在留資格と在留期間が明記されているもの、いずれか1点。

貸与資格の認定結果について、申請者に対しては、貸与資格通知書により通知いたします。

<書類提出先>

〒310-8585

水戸市見和1-430-1

常磐大学・常磐短期大学

学生支援センター PC貸与係

常磐大学・常磐短期大学 学長殿

学修用ノートパソコン貸与希望申請書

入試制度：_____

受験番号：_____

合 格： 常磐大学 ・ 常磐短期大学

(どちらかに○をつけてください)

学部・学科：_____ 学部 _____ 学科 _____

氏 名：_____

連絡先電話番号：_____

私は、学修用ノートパソコンの貸与を受けたいので、申請します。

【貸与要件の確認欄】(該当する項目にチェックしてください。)

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯もしくは非課税世帯または家計急変による非課税相当世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 社会的養護が必要な人 (※児童養護施設入所者や里親による養育を受けている人)</p> |
|---|

★ご記入いただいた情報は、本学における BYOD 支援 (学修用ノートパソコン貸与：該当者のみ) 業務のために利用するとともに、情報漏洩等がないよう適切に管理いたします。また、利用目的以外で本情報は利用いたしません。